

第4回陸前高田都市計画

今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会議事録

- 1 日 時 平成27年8月4日(火)
午後3時00分 開会
午後4時10分 閉会
- 2 場 所 UR都市機構陸前高田復興支援事務所1階大会議室
- 3 説 明 説明事項(1)今後の事業の予定等について
- 4 議 案 議案事項(1)評価員の選任について(諮問第3号)
原案どおり同意された
議案事項(2)施行者限りで仮換地の指定の「効力発生日」等を定めることについて(諮問第4号)
原案どおり同意された
議案事項(3)仮換地指定(第一段階)について(諮問第5号)
原案どおり承認された
- 5 出席委員(14人)
会 長 南 正昭 会長代理 菅野 信 委 員 石川 秀一
委 員 及川 和雄 委 員 菅野 勝郎 委 員 紺野 文彰
委 員 長沼 正宏 委 員 細田 孝 委 員 (株)八木澤商店
委 員 吉田 裕 委 員 藤田 治彦 委 員 渡邊 健治
委 員 木村 昌之(遅刻) 委 員 村上 光昭(遅刻)
- 6 説明のため出席した職員
市街地整備課主幹 藤原 正行 市街地整備課区画整理係長 青山 豊英
- 7 職務のために出席した職員
理 事 菊池 満夫 都市整備局長 山田 壮史

市街地整備課主幹 伊賀 浩人 都市計画課長 阿部 勝

市街地整備課課長補佐 熊谷 和典 市街地整備課主査 増山 博丈

市街地整備課主事 遠野 正隆 市街地整備課主任 松森 拓郎

市街地整備課主査 金井 丈夫

UR都市機構職員

陸前高田復興支援事務所長 桑島 義也

市街地整備課長 犬童 伸広 基盤工事課長 土山 三智晴

市街地整備課主幹 四反田 貢 市街地整備課主幹 岸 秀昭

市街地整備課主幹 平井 康博 市街地整備課主幹 規井 昭彦

8 審議会の概要

午後3時00分 開会

○事務局（藤原主幹）

定刻となりましたので、只今から陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、市街地整備課主幹の藤原と申します。

しばらくの間、司会進行役を務めさせていただきますので宜しくお願いいたします。

この後の議事に入ります前に、委員の皆様へお願いがございます。審議会の記録を作成するために録音と写真撮影を行いますので、ご了解を賜りたいと思います。よろしく宜しくお願いいたします。

なお、傍聴希望者の方はいないということでございます。付け加えてご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、はじめに、施行者の陸前高田市を代表しまして陸前高田市都市整備局長の山田よりご挨拶申し上げます。

○事務局（山田局長）

皆様お疲れ様でございます。

暑い中、あるいは今週の七夕に向けて準備されている方もいらっしゃると思いますが、おいでいただきまして、ありがとうございます。

前回、今泉の区画整理審議会は、3月半ばでございましたので、4か月半ぶりということになるかと思えます。

この間4月の末には、一中の体育館で造成計画等について中間の説明会をさせていただいたところでございます。工事につきましては、ベルトコンベヤは9月までの稼働ということで一定の進捗を見ているところでございますけれども、手続きにつきましては、高田地区とは若干時間差が出ている状況というところでございます。

本日は、工事の進捗に伴います第一段階の仮換地指定、前回3月にも同じ諮問議案がございましたけれど、これについてご審議をいただくということと、関連で他の議案もでございます。

後ほど今後の流れ等について、担当職員から説明をいたしますが、今月8月の末には、土地利用計画等の説明会を2会場とそれから地区説明会を予定しておるところでございます。

審議会設置から丸1年経ちましたので、私共一層この事業進捗を図って参りたいと思えます。委員の皆様方にも引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（藤原主幹）

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきますと思えます。

まず初めに議事次第となります。その裏面が委員名簿でございます。

続きまして、資料1で綴じ込んでいます配布資料一覧でございます。資料2の諮問第3号の1枚の資料、それから資料3の諮問第4号の資料、この4点でございます。ご確認の程お願ひしたいと思います。

後ほど非公開の審議事項となっております議案第3号の仮換地指定（第一段階）の資料につきましては、説明の段階で改めて配布させていただきますのでよろしくお願ひします。非公開資料につきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、合わせてよろしくお願ひします。

それでは、これより議事に入らせていただきますので、南会長に議事の進行をお願ひします。

○会長（南会長）

それでは、只今から、第4回今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会の審議に入ります。

まず、審議に入ります前に事務局より、本日の会議の成立について報告をして下さい。

○事務局（藤原主幹）

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされております。

本日は、委員15名のうち12名のご出席をいただいております。

よって本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

○会長（南会長）

それでは議事を進めたいと思います。

審議会規則第9条の規定に基づき、議事録署名委員2名を指名したいと思います。

本日の議事録署名委員は、紺野文彰委員、長沼正宏委員をお願いいたします。

○会長（南会長）

それでは、議事次第に従いまして説明事項から入ります。

(1) 今後の事業の予定等について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（青山係長）

今泉地区を担当しております区画整理係長の青山です。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、今後の事業の予定等についてご説明をいたします。

お手元のA4縦の3枚綴りとなっております配布資料一覧をご覧ください。

こちらの資料を2枚めくっていただき、資料1の2ページをお開き願います。

この資料は、本日午前中に開催されました全員協議会で説明させていただきました資料でございます。

この内、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業のスケジュールについて、ご説明いたします。

今後のスケジュールについてですが、表をご覧ください。

災害公営住宅用地の縮小等に伴う土地利用計画の見直しや造成計画の見直しなどを踏まえまして、事業計画変更の手続きを行ってまいりますことから、第2回事業計画変更説明会を今月下旬に実施する予定でございます。

換地本申出につきましては、土地利用計画の見直しを踏まえまして実施する必要がありますことから、平成27年秋を予定しており、仮換地供覧は平成28年春、また仮換地指定は平成28年夏に行う予定となっております。

続きまして、今泉地区土地区画整理事業の事業計画変更等説明会についてでございます。

今泉地区につきましては、平成27年11月頃の事業計画変更の知事認可を目指しております。

説明会につきましては、2回予定しており、1回目は8月28日金曜日の午後7時か

ら定住促進センターで開催する予定でございます。

2回目は8月29日土曜日午前10時から第一中学校体育館で開催する予定でございます。

また地区説明会につきましても、2回予定しており、開催日は8月31日月曜日と9月1日火曜日でございます。両日とも説明会の開始時間は、午後7時を予定しており、説明会場はそれぞれ、横田基幹集落センターと下矢作多目的研修センターで開催する予定としております。

説明内容につきましては、土地区画整理事業の事業計画変更案といたしまして、土地利用計画の見直しについてと宅地の整備基準について等を予定しております。

また、都市計画の変更といたしまして、用途地域の変更についてと地区計画についてを予定しております。

以上で今後の事業の予定等についての説明を終わります。

○会長（南会長）

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

○細田孝委員

事業縮小によって、工期が縮まるんですか。

○事務局（青山係長）

事業計画変更から仮換地指定までの法的手続きにつきましては、今のところ若干遅れが生じております。宅地造成等の工事部分につきましては、事業計画の変更等がございますが、平成30年度の引渡しに向け、工事スケジュールの見直しを行っているところでございます。

○会長（南会長）

よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして議案事項に入りたいと思います。

議案第1号評価員の選任について、諮問第3号を審議いたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局（青山係長）

それでは、議案第1号評価員の選任についてご説明いたします。

右上に資料2 諮問第3号と書かれたA4縦の1枚ものの資料をご覧ください。

諮問第3号の内容につきましては、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る評価員に次の者を選任することについて、土地区画整理法第65条第

1項の規定に基づき、同意を求めるものでございます。

評価員につきましては、昨年7月に開催いたしました第1回の審議会で、その役割を説明するとともに、3名の選任について同意をいただいておりますが、平成27年7月に佐藤伯一氏、對馬亨氏が人事異動に伴い辞任届の提出がございました。

本市条例によりまして、評価員は3名と定められておりますことから、新たに2名の方を選任するものでございます。

また、今後の人事異動により、当該役職者が交代した場合においても、当該役職に就いた者を評価員として選任することについて、併せて同意を求めるものでございます。

なお、今回評価員として選任しようとする2名は、陸前高田市総務部税務課長千葉恭一氏、仙台国税局大船渡税務署統括国税調査官藤井克明氏でございますが、いずれも土地、建物の評価に携わる業務につかれており、評価員として適任と考えられます。

以上で議案第1号の評価員の選任についての説明を終わります。

○会長（南会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。

○細田孝委員

私こういうこと初めてなもので、選任したことによって、法律上どういうことが決まって、今後どういうことが出来なくなるのか説明して下さい。

○事務局（藤原主幹）

評価員の選任につきましては、お配りしております諮問文にも書かせていただいておりますけれど、土地区画整理法に基づいて諮問するというものでございます。評価員の役割でございますけれど、今後仮換地指定をするにあたりまして、基本となります路線価の設定をしていくという作業、検討があります。路線価を設定するにあたりまして、専門的な観点からご意見等を伺って、それを踏まえて路線価を設定するものです。

○細田孝委員

この今度の事業は、国が大きな津波を想定できず、住民の土地を守れなかったことに原因があつて、実際道路ひとつ隔てると防集事業と区画整理事業とずいぶん差があります。

本来なら減歩なんか区画整理事業であるべきでない。災害の工事は、減歩していいのですか。防集事業では減歩なしですよ。

○事務局（藤原主幹）

土地区画整理事業というのは、事業エリアを対象に道路や公園などの公共施設を整備

するというのと宅地を整備していくということになります。

その中で公共施設を整備するにあたりましては、皆様方の土地から部分的に減歩という形で土地を提供していただきながら整備をする。一方で土地が利用増進することで、価値としては同等なものになっていくということが事業の手法でございます。それで今諮問させていただいています評価員につきましては、その際の路線価等を設定する際に専門的な観点からご意見をいただく方でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○細田孝委員

前から減歩に対して反対だけれど、路線価、路線価と言いますよね。実際この評価員の方はどんな職務かよくわからないけれど、実際、今泉の土地の状況をちゃんと把握しているのですか。どこに田んぼがあって、道があって、どこを掘れば砂が出てくるか、どこを掘れば石が出てくるかちゃんとわかって紹介しているのか。路線価だけではないと思うのだよね。

○事務局（山田局長）

それでは私の方から、今回は評価員の選任ということで、今後、事業の進捗に合わせて土地の評価基準等についてもご説明する機会があるかと思えます。高田については、もうそれは進んでいるところでございます。

今、細田委員がおっしゃるような土地のおかれている状況がもちろんございますけれども、土地の評価につきましては、土地区画整理事業では一定のルールのもとで行うということです。次回の審議会の前には、また改めて勉強会等で詳しくご説明する機会を是非設けさせていただきたいと思えますけれども、単に土地の地形とか、今おっしゃった部分が反映される部分と反映されない部分とございますので、それについては、また勉強会の席でご説明を申し上げたいというふうに思えます。

また、減歩うんぬんにつきましても、これも一定のルールのもとで進みますので、今回例えば、元々の評価の高い所からやや評価の低い所へ、具体的には町場にいた方が高台にいけば、若干減歩率については大きい小さいの差は生じますので、皆さん一定の同じような減歩で進むということでは必ずしもございませんので、それにつきましても進捗に合わせて是非ご説明させていただきたいと思えます。

○細田孝委員

平行線ですので、この辺で終わりにしたいと思います。

○村上光昭委員

すいません。ついでなんで話がずれるのかもしれませんが、私、防災集団移転事業につい

てよく解らないので、後で勉強会をするにしても今一言説明して下さい。減歩がなぜないとか、そういったところを。後でまた勉強会をして下さいね、お願いします。

○事務局（伊賀主幹）

防災集団移転事業についてご説明いたします。

そもそも防災集団移転事業というのは、震災前にお住まいになっていた宅地と介在する土地につきまして、買収するということでございます。

そのお金をもって新しい土地を購入していただく、ということが基本的な防災集団移転の考え方でございまして、土地を金銭に変えるというのが防災集団移転です。

土地区画整理事業については、原則、金銭のやり取りはございませんけれど、先ほどから出ております減歩率が発生して、従前の土地と新しく出来た土地の相対的な価値を合わせるというような手法でございます。

○村上光昭委員

前にいた人が、同額で買い戻すということですか、結局。

○事務局（伊賀主幹）

当然ですね、先ほども出ました町の中心部でございますと、そもそも土地の値段が高い地域でございますし、例えば町から外れた部分については、土地の価格も中心部から比べると低いということがございます。土地の価値を不動産鑑定等で決定いたしまして、その場所にあった金額で買取るとというのが防災集団移転でございます。

○会長（南会長）

色々質問がございましょうけど、まず評価員の選任について進めてよろしいでしょうか。そういう詳細につきましては、また事務局がご説明下さい。

○事務局（山田局長）

ちょっと法的なこともありましたけれど、こまごま申しませんが、細田委員から防集は減歩がないという話がございましたが、防集の場合はいわゆる震災格差率ということで、実質的には値が下がりますので、トータルとして区画整理での減歩と防集での移転というのは、基本的には大きな差はない。ただ個別の土地で見れば、それぞれ置かれている状況が違いますので、ひとつひとつ見れば、まったく同じということはありませんけれども、基本的な考え方としては、防集と区画整理において大きな差は出ないと、極端な差は出ていないということです。次の機会に数字等を用いて説明させていただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○細田孝委員

単価をずらして数字合わせをした。

○会長（南会長）

それではよろしいでしょうか。

本件につきまして、同意事項でございますので挙手で採決いたします。

○村上光昭委員

2人の他にも、いるのですか。

○事務局（藤原主幹）

評価員としては3名任命しております、もう1名の方は継続でございます。この2名の方が、人事異動に伴いまして辞任届を出されたので新たに任命させていただくということでございます。

○村上光昭委員

この方々が、高田も今泉も両方やられるのですか。

○事務局（藤原主幹）

はい。

○村上光昭委員

3人で間に合うのですか。

○事務局（藤原主幹）

はい。

○紺野文彰委員

質問より意見ですけれど、一応それぞれの候補者の方は、総務部の課長さんとか税務署の調査官とかで、専門的な知識があたりだということで、そういった方がここにいるわけではありませんね。何分か前に資料をいただいておりますね、ちょうど、最高裁の裁判官とかという選挙で渡されて、それで最終的に判断して公表しないで帰る、という例が多いのですが、そういう面で、皆さんの判断をお任せするというものですから、何となくここでの同意というのは、お膳立ててという感じがします。

ですからやはり、この方々の、簡潔なお話があって、ある程度それなりの資料などを、

事前に提供していただいて、我々がちゃんと検討できるような時間であればよかったですと思いました。これは意見です。

決まったような内容かなと思いました。

○村上光昭委員

もう一言ですが、肩書きだけで選んでいる感じなのね、結局ね。

前の人だって人事異動で忙しくて、顔を見ることも出来ないことがあったのに。

おそらく経験の長い人は、別に肩書きにこだわらないと思います。本当はそういった経験値なんかも合わせて書いてくれて、この方でどうですか、としてほしい。

名前だけ、肩書きだけではちょっとどうかと思います。以上です。

○会長（南会長）

よろしいでしょうか。諮問第3号評価員の選任について、原案に同意される方は、挙手をお願いします。

（挙手の確認）

賛成多数でありますので本議案は原案どおり承認いたします。

○会長（南会長）

続きまして、議案第2号施行者限りで仮換地の指定の効力発生の日等を定めることについて諮問第4号を審議いたしますので、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（青山係長）

それでは、議案第2号施行者限りで仮換地の指定の効力発生の日等を定めることについてご説明いたします。

右上に資料3諮問第4号と書かれたA4縦の1枚もので両面印刷となっております資料をご覧ください。

諮問第4号の内容につきましては、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定にあたりましては、その位置、地積などを同条第3項の規定によりあらかじめ土地区画整理審議会の意見を聴くこととなりますが、仮換地の指定の効力発生の日等については、事業の進捗にあわせて指定する必要があります。

このため下記の場合においては土地区画整理事業施行者限りで定めることとしたいことから、同意を求めるものでございます。

続きまして効力発生の日等を施行者限りで定める場合の内容についてご説明いたします。

1つ目が、仮換地の指定に関し、土地区画整理法第98条第3項の規定により審議会に仮換地の位置及び地積について意見を聴き異議ない旨の答申が得られた場合において、その答申が得られた日から1年以内に仮換地の指定の効力発生の日を定めるとき、としております。

この内容は、従前の宅地の使用又は収益を停止する日と、仮換地の使用又は収益を開始する日が、同日である場合がございます。

2つ目が、仮換地の指定のうち、同法第99条第2項の規定により仮換地の使用又は収益を開始することができる日を従前の宅地の仮換地の指定の効力発生の日と別に定める場合において、当該仮換地の使用又は収益することを開始させる日を定めるときとしております。

これは、従前の宅地についての使用又は収益を先行して停止し、仮換地の造成工事等が完了してから、仮換地の使用又は収益を開始する日を定める場合がございます。

3つ目が、同法第100条第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる宅地の使用又は収益の停止に関し審議会に諮問し異議ない旨の答申が得られた場合において、その答申が得られた日から1年以内に従前の宅地の使用又は収益することを停止させる日を定めるときでございます。

これは、換地不交付となる従前の宅地についての取り扱いでございます。

以上で議案第2号の施行者限りで仮換地の指定の効力発生の日等を定めることについての説明を終わります。

○会長（南会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

○紺野文彰委員

効力発生についてですけど、今回の区画整理だと、仮換地を指定して効力を発して工事をしますから、何年か後に今度は使ってもいいですよ。という2つの効力のお話なんですよね。最後の方は一応施行者としての市の方で、工事が終わったからこの日を持って使えますよと、そういう日を市の方で決めて行きたいということですね。

もうひとつは、最初の段階では仮換地を一応承認された後に効力が発生する2つの違いをお話されていると思いますが、最初の段階の効力はどのような内容になるのでしょうか。

○事務局（藤原主幹）

ご質問にお答えさせていただきます。

前段の部分の今紺野委員が、ご質問された解釈で内容としては、結構だと思います。

普通、土地区画整理事業では、仮換地指定を行ってから、造成工事に入り、土地が使えるようになるのは、ちょっと時間がかかります。使えるようになると、使用収益を開

始するというのがよくあるパターンですけれど、ある方の土地を仮換地指定して、従前地も仮換地も同時に使える、というような場合が理論的にはあるものですから、そういう場合に従前地の使用収益を止めると同時に新しく指定された仮換地がすぐ使えるようになるということが1項目に書かせていただいた事項でございます。

実態としては、今泉地区の土地区画整理事業では造成工事を全面的に行っておりますので、該当するものはないだろうと思っています。

後ほど諮問させていただきます第一段階の仮換地指定は、工事のために現位置で面積を変えずに指定をするということになりますので、それについては形式的なものなので、使えるというのは後なので、ほとんど1項目に該当するものは無いと思われます。

○紺野文彰委員

仮換地が承認された後は、当然施行者が自動的に行使するわけですから、審議会を通してあえて承認が必要だったのかなという点ですね。何か手続き上、ひとつの形として必要とされていたのか、あるいは本来であれば後で改めて効力に関して、審議会に出して承認してもらおうとか、そういう様な何か法律的な違いが、実際あったのでしょうか。

○事務局（藤原主幹）

土地区画整理法の中で、仮換地の指定をするにあたりまして、3つの事項を指定することが決められています。位置、面積、それから効力発生日がいつからかです。

面積や位置については、事前にこの審議会にお諮りして、ご意見いただいて指定という段取りをさせていただくことになるのですが、実際に効力発生日がいつからかということにつきましては、現場で工事が動いているものについては、少しでも工事スケジュールにあわせ、ある程度まとまった所から速やかに権利者の方にお使いいただくという段取りで進めたいと思います。

それを法的には、審議会にお諮りしてからという流れになっておりますが、出来るだけ早くお返ししたい、円滑に進めたいという思いがありまして、施行者の方で造成工事が終わって使えるようになった段階で、順次お返しするという事で、今回この諮問をさせていただいたということでございます。

○紺野文彰委員

審議会の承認が前提だということで今回の諮問ですね。

○事務局（藤原主幹）

法的にはそうなることですが、日付については、施行者の方に任せていただきたいということでございます。

○紺野文彰委員

迅速に進めたいということが前提のお話ですね。

○村上光昭委員

これは一般的にこういうやり方をやるのですか。

○事務局（藤原主幹）

一般的にこういうことをやっております。どうしても工事が伴いますので、使用収益開始をいつにするかということは、後になって分かっていくことになりますので、こういう形で諮問させていただいて、施行者の方で決めさせていただきたいと思います。

○村上光昭委員

1年というのは結構長い。1年という幅を持たせて審議会の同意を得たということで、一般の方に審議会が了解しないのだからねと言われてもね。そういう場合もあるのではないかなと思ったのでね。せめて半年ぐらいでもいいのかな、1年は長いのではないかな。

○事務局（藤原主幹）

私共は、今回の案件を審議会にかけて、その後に速やかに通知したいと思っています。

市といたしましても1年もかかるとは思っていないのですけれども、権利者の方々に通知文をお渡ししてから日付について効力がでてくるということがございます。時には権利者の方にすぐに連絡が取れなかったり、すぐにお渡しできなかったりというケースもあるものですから、時間をいただきたいということで、書かせていただいたものですが、1年もかけるつもりはなく、出来るだけ速やかに通知させていただくということです。

○村上光昭委員

審議会を地区ごとにもう1回やるということはできないかな。まあ半年に1回はやるということになる。前回の審議会からもう半年近くなっています。

もう少し審議会をこまめにやったら、そんな長く期間をおくことはなくてもいいのではないかな。

審議会でこの程度の人数が集めることは、容易いことだし、かといって一般地権者は数多いわけですから、審議会も数多く開いてこの期間を短くしてもいいのではないかな、地区ごとにね。ここはもう工事が終わるので、この辺についてこのような効力発生をしたいのだけどいいかな、という感じでやってもいいのではないかな。

○事務局（藤原主幹）

ここで書いております1年以内というのは、審議会で議論していただき、仮換地の答申をいただいてから、私どもが対象の権利者に効力発生の通知文をお渡しするまでの期間でございまして、場合によっては時間がかかるということでございます。

ですから、審議会に1度諮問させていただいて、判断いただいたものについて再度判断をいただくということはないのですから、あくまでもお渡しするまでに時間がかかる場合があるので、それを最大1年以内ということを書かせていただいたということです。

○紺野文彰委員

1年以内ということは、明日にでも1週間以内にでも可能だよという意味合いですよ、この内容は。ですから今日承認されれば、市の判断次第では、明日か明後日でも効力の日だよと、そういう意味も含まれているのですね。

1年以内にやりなさいという話ですね。

○事務局（藤原主幹）

1年以内という非常に長い期間を書かかせていただいておりますけれど、事務を速やかに進めたいと思っておりますので、審議会が終わりましたら、すぐに内部手続きを経まして、権利者の方に通知するという段取りで進めたいと思っております。

○会長（南会長）

それではよろしいでしょうか。事業の効率化にあるということです。

本件につきまして、同意事項でございますので挙手により採決させていただきたいと思っております。

諮問第4号施行者限りで仮換地の指定の効力発生の日等を定めることについて原案に同意される方は、挙手願います。

（挙手の確認）

賛成多数でありますので本議案は原案どおり承認いたします。

○会長（南会長）

ここで、傍聴人の方、報道マスコミの関係者にお伝えいたします。これからの議事は、傍聴内規第7条第1項により、会議を非公開といたします。傍聴者及び報道機関マスコミの関係者は、退席していただくようお願いいたします。

（傍聴人、報道マスコミの関係者退席）

以下、審議会議事録については、非公開となります。議案第3号につきましては、次のとおりとなります。

答申書

諮問第5号「仮換地指定（第一段階）について」

諮問内容を承認する。

○会長（南会長）

以上を持ちまして、本日本日予定の議事事項は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様からご発言等がありますか。

○細田孝委員

URの現場を担当されている方にお聞きします。

40何トンとかダンプアップする時の騒音が何デシベルか、分かっていますか。

また、ダイナマイトを爆発させる時の振動や振動ローラーをかけた時の低周波、それぞれすべての数値をちゃんと測って工事しているのでしょうか。

○事務局（UR都市機構土山課長）

UR基盤工事課の土山と申します。先ほど質問がありました重ダンプは55トンダンプになります。55トンダンプの騒音やダンプアップの騒音につきましては、直接測ってはいないと思います。そこは調査をさせていただきます。

それと発破による振動などにつきましては、全て記録を取っております。その中でこちらの方で設定しております管理数値以内であるということを確認をしているところでございます。

振動ローラーの低周波につきましては、把握できておりませんので、これにつきましても、確認をさせていただけたらと思います。

○細田孝委員

あとですね。ダイナマイトを埋めるときに穴を掘る音、あれがうるさいのです。

ユンボでコンクリートを砕いたり、特に石を砕く時がものすごくうるさいです。私はちょっと耳が遠いのでテレビのボリュームを100まで上げないと聞こえません。

○事務局（UR都市機構土山課長）

ご意見ありがとうございます。すぐにご指摘がございましたダンプアップの件、あるいは振動ローラー、それと発破の穿孔の騒音、さらに破砕する際の大型ブレーカーだと

と思いますが、施工者に確認をしたいと考えます。

○細田孝委員

特定建設作業の振動、機械に対する最低値というか最高値を教えてください。

○事務局（UR都市機構土山課長）

法律で定められていますのが特定建設業作業と言って、これは大型ブレーカーなどが、これにあたるかと思えます。これにつきましても、法律に定められている数値を確認させていただきたいと思えます。

○細田孝委員

よろしくをお願いします。

○及川和雄委員

先ほど質問あったようなのですけれど、防集事業と区画整理事業で前にも話したことがあるのですけれど、八日町通りを境にして川側は防集事業、山側は区画整理事業で、高台に上がる場合に区画整理事業の方だけ減歩があると。そういう人たちが150件いるんですよ。防集事業の方は80件位ですか。

片方だけ減歩になるのかで、かなり不満に思っている人がいるので、先ほど勉強会があると話していましたが、その辺をよろしくをお願いします。

○事務局（青山係長）

今後、日程等を固めてからご連絡したいと思います。

○村上光昭委員

勉強会というのは今日のような会議ですか。私は仙台から来ているので、高田地区は1時から今泉地区は3時からの会議を逆転してほしいと思っています。

一応考慮してほしいと思っています。

○会長（南会長）

事務局から報告事項はございますか。

○事務局（青山係長）

ございません。

○会長（南会長）

議事録につきましては、事務局でとりまとめ、後日、私と議事録署名委員2名で署名をすることといたします。

それでは、本日の第4回陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会を閉会いたします。

ご協力有難うございました。